

駐車場関係施策に関する意見・質問等への回答

番号	意見・質問等	回答
1	<p>商業施設がオープンする際、商業施設の管理者のほうで予想来場者数に応じて駐車場を確保すると思うのですが、それとは別で市営駐車場を設ける事例はあるのでしょうか。</p>	<p>質問の事例については把握していません。</p> <p>なお、駐車場法第2条の2では、駐車場需要に応じて、駐車施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図ることを地方公共団体の責務としており、具体的には市町村は駐車場整備の必要性の的確な把握に努め、必要に応じて駐車場整備計画の策定、附置義務条例の制定等を行う責務を有します。(平成3年11月1日都市局長通知)</p> <p>一般論として、一定規模以上の建築物の新築等に起因する駐車場需要については、附置義務条例により建築者により確保を義務付けることが望ましいと考えられます。なお、大規模小売店舗立地法の適用を受ける商業施設の新設の場合、同法に基づく駐車施設整備が図られる場合があります。</p>
2	<p>駐車場法第13条第2項第6号及び同法施行規則第3条第2号に基づき、路外駐車場の業務に附帯して行う業務については路外駐車場の管理規程にその概要を定めなければならないこととなっていますが、管理規程に定めることの目的をご教示ください。</p>	<p>駐車場法に基づく管理規程については、駐車場の管理運営の適正化及び利用者の保護を図るため定めるものであり、その際に必要な項目を記載するものです。</p>
3	<p>第35回全国駐車場政策担当者会議「駐車場関係施策に関する質問への回答等」の「番号5」にて、『駐車場法施行令第12条で規定する「直接外気と交換する能力を有する換気装置」による換気は、給気及び排気の両方を機械で行う「第一種換気」を指す』との回答を公表いただいておりますが、第一種換気は過剰な要求ではないかとの意見を駐車場事業者から多くいただく状況です。</p> <p>つきましては、第35回全国駐車場政策担当者会議「駐車場関係施策に関する質問への回答等」の「番号5」について、改めて見解をご教示ください。</p> <p>なお、「駐車場設計・施工指針」においては、「原則として給排気かつ外気給気方式とする」ことが明記されています。</p>	<p>路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和については、平成28年7月15日付技術的助言にて通知しているところです。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001139872.pdf</p> <p>その中で、自然換気（開口部換気）に係る基準の扱いについては、『現行の駐車場法施行令第12条ただし書は、「窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない」と規定しており、自然換気（開口部換気）が期待できる場合に、換気装置の設置を免除できる例外規定が設けられている。この自然換気に係る基準についても「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」において見直しの是非について検討を行ったが、自然換気は周囲の建物の状況や風</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問等への回答

番号	意見・質問等	回答
	<p>「駐車場設計・施工指針」 5. 9. 1 換気設備（抜粋） 原則として給排気かつ外気給気方式とするとともに、排気量を給気量よりも多くし、排気ガスが停滞するおそれのある場所（出口の車路部分等）では給気口および排気口の配置に留意するものとする</p>	<p>速等によって左右されるほか、仮に基準を緩和した場合には、開口の配置等によっては自然換気が十分に働かなくなることも考えられるため、本基準については特段緩和せず、現行のまま据え置くこととしたので、留意ありたい。』としております。</p> <p>ついては、駐車場法施行令第12条で規定する「直接外気と交換する能力を有する換気装置」による換気は、あくまで給気及び排気の両方を機械で行う「第一種換気」を指します。</p>
4	<p>都市計画駐車場は、一般の公共の用に供する駐車場とされていますが、実態としては周辺施設の訪問者が利用していることが多い状況です。</p> <p>このような状況を踏まえ、都市計画駐車場を一定の地区内の建築物の附置義務駐車場の集約先とすることが可能か、見解を御教示ください。</p>	<p>平成26年8月1日技術的助言の通り、都市計画駐車場については、交通状況や社会環境の変化等を受けて、求められる機能、役割等が変化している場合においては、既存ストックの有効活用という観点から集約駐車施設として活用することも可能と考えられます。なお、名古屋市や新宿区等、都市計画駐車場において隔地駐車施設を認めている事例もあります。</p>
5	<p>第35回全国駐車場政策担当者会議「駐車場関係施策に関する質問への回答等」の「番号24」にて、「附置義務駐車施設については、その駐車施設の担保性が確保されることが重要であり、当該建築物による駐車需要に対し専用的に利用できることが必要」と見解をお示しいただいております。</p> <p>一方で、専用駐車場とするためには、入口への人の配置などによって当該建築物の利用者以外の者を排除することが求められることとなります。</p> <p>駐車場管理者にとって、入口への人の配置は人件費が嵩んで負担となることや、来訪者用の駐車施設の場合は実態として附置義務駐車施設の利用者が必ずしも当該建築物の訪問者のみとなっていないことなどを踏まえ、附置義務駐車施設を時間貸し駐車場と</p>	<p>附置義務により設置された駐車施設について、時間貸し駐車場を含む一般公共の用に供する駐車場（路外駐車場）とするか、施設利用者等の専用の駐車場とするかについては、特段の制限はなく、設置者の判断で運用されていると認識しております。</p> <p>先般の回答にある「専用的」について、回答で念頭に置いているのは、附置義務駐車施設の隔地先において、他の駐車場需要を受け入れることにより、当該施設の容量を超える駐車需要を受け入れることのないよう、受け入れた附置義務台数を常時適正な状態で利用できることを求める趣旨です。なお、異なる建物用途の附置義務駐車場を集約することにより必要となる駐車需要が減る場合はその限りではありません。（平成27年3月「都市再生特別措置法に基づく駐車場の配置適正化に関する手引き」も参照）</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問等への回答

番号	意見・質問等	回答
	<p>して運用することを認められないか改めて見解をお示しいただけないでしょうか。</p> <p>駐車場に関する調査（自動車駐車場年報関連）では、附置義務駐車施設のうち路外駐車場に該当するものとそうでないものの件数を報告する様式となっており、実質的には附置義務駐車施設を時間貸し駐車場として運用することもあり得ると認識いただいているものと理解しています。</p>	
6	<p>駐車場法第七条第一項では、保育所の出入口から20m以内の部分への駐車場出入口の設置が認められておらず、大臣認定の対象ともなっていないことから、非常に厳格な規定となっております。しかしながら、都市部においては、ビルテナントとして保育所が入居するケースもあり、周辺の地権者がこれを把握しておらず、新たに駐車場を設ける際に駐車場が設置できないといったトラブルとなるケースがあります。本規制についても、新たに大臣認定の対象とし、必要な安全対策がなされる場合は、出入口の設置を認めるなど、緩和規定について検討をお願いします。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号ハの規定につきましては、昭和46年の駐車場法施行令改正において、各都市の条例等による自動車車庫等の規制に関する状況を踏まえて設定されています。</p>
7	<p>本市では、セットバックによる歩道状空地や広場等を整備することで質の高い商業空間の整備を促進していますが、一般交通の用に供する歩道状空地の場合、道路交通法第二条第一項において道路として定義されている「一般交通の用に供するその他の場所」に該当するものとし、駐車場出口の視距については、敷地と歩道状空地とが接する部分から2m後退した位置を起点として確保するように指導しています。歩道状空地を整備する場合、一般的には空地と敷地の境界いっぱいまで建物を配置する場合が一般的であり、建物内の駐車場の場合、視距の確保のために柱構造を変更</p>	<p>駐車場法施行令第7条第1項により、路外駐車場の自動車の出入口は、自動車の車路の路面が「道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路」の路面に接する部分をいうものとされています。</p> <p>「道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道に加え、「一般交通の用に供するその他の場所」も含まれると規定されています。</p> <p>当該箇所が、不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ現実に通行に使用されている場所であれば「一般交通の用に供するその</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問等への回答

番号	意見・質問等	回答
	<p>する等の対応が必要となっています。交通安全上、視距を確保することは大変重要なことですが、カーブミラーや警報装置などの必要な安全対策が取られる場合については、認めても差し支えないものと考えていますので、緩和規定について検討をお願いします。</p>	<p>他の場所」に該当するため、路外駐車場の自動車の出口及び入口について法施行令第7条に規定する技術的基準を満たす必要があると考えます。</p>
8	<p>過去の担当者会議で出されている「駐車場関係施策に関する質問への回答等」を会議毎ではなく、まとめて掲載してほしい。</p>	<p>過去の回答については、当時の法令・予算・社会情勢に基づき回答していることから、現在も有効であるとは限りませんが、今後検討してまいります。</p>
9	<p>届出対象外であった路外駐車場が、周辺状況の変化等により既存不適格となり、その後当該既存不適格部分以外の変更を行い届出の対象となった場合、既存不適格部分を適合させることができなくてもやむを得ないかと思いますが、変更届出書の中で、既存不適格である事実をどのように確認すべきかご教示ください。</p>	<p>路外駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である場合は、届出義務の有無に関わらず、駐車場法第11条により技術的基準を満たす必要があります。</p> <p>駐車場を無料から有料化すること等に伴い届出があったことにより、技術的基準を満たさず設置されていたことが判明した場合、法第19条の是正命令等により適切に対応すべきと考えます。</p> <p>なお、設置後、法令の改正や周辺状況の変化により現施行令の技術的基準に適合しないこととなったものについて、その後、当該既存不適格部分に係る変更の届出をする必要が生じた際には、技術的基準に適合するようにしなければならないと考えられます。</p> <p>届出書で不明な事項については、個別具体の事例に応じて各地方公共団体において適切に判断願いますが、指導により任意の追加書類を求めることや、法第18条第1項に基づき報告、必要な資料の提出を求めることが考えられます。</p>
10	<p>500㎡以上の駐車場の出入口で、監視員により施設利用者以外を排除することで専用駐車場として運営したいが、すべて排除することが難しいときに、施設利用者には駐車料金が無料になるサー</p>	<p>建物利用者以外の利用を排除せず、駐車料金を徴収する駐車場であれば、当該駐車場は、一般公共の用に供していると判断されます。その他、駐車場法第12条に該当するのであれば、当該駐車場は、設置</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問等への回答

番号	意見・質問等	回答
	<p>ビス券を発行し、施設利用者以外のみ駐車料金を徴収する場合、届出が必要な路外駐車場として扱うべきでしょうか。</p>	<p>にあたり届出が必要となります。(平成10年2月12日技術的助言参照)</p>
<p>11</p>	<p>一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場(専用駐車場)が一体のものとみなせる場合、前者の駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であれば、当該駐車場は全体として駐車場法の技術的基準の適用を受けるものとされています。</p> <p>この場合における「全体」の考え方を御教示いただきたいのですが、同令第7条第1項第3号(出入口の離隔)の規定における6000㎡以上とは、</p> <p>①全体の駐車場のうち一般公共の用に供する部分のみで判断 ②その他駐車場も含む全体の駐車のために供する部分で判断のどちらでしょうか。</p> <p>また、全体として適用を受けるということであれば、同令第一節にあるその他構造設備規定(車路幅員、高さ、換気、照明など)は専用駐車場にも適用されるのでしょうか。</p> <p>事例として、道路に接続する出入口は一つで、そこに至る車路を共有している3棟の建築物(共同住宅、事務所、商業施設)にそれぞれ次の駐車場を設ける場合です。</p> <p>住宅棟：駐車のために供する部分5000㎡(専用駐車場) 事務所棟：駐車のために供する部分3500㎡(専用駐車場) 商業施設：駐車のために供する部分4500㎡(一般公共の用に供する駐車場)</p>	<p>一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が一体のものとみなせる場合、前者の駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であれば、当該駐車場は全体として駐車場法の技術的基準の適用を受けるものと考えます。</p> <p>この場合、駐車場法施行令第7条第1項第3号の規定における6000㎡以上とは、一体のものとみなせるその他駐車場も含め、全体の駐車のために供する部分の面積で判断するものと考えられます。</p>